独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)」、「特殊法人等整理合理化計画(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)」、及び「公務員制度改革大綱(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)」に基づく公表

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(令和 8 年 10 月 1 日現在)

役職	氏名	就任年月日	経歴	
理事長	中釜　斉	令和7年4月1日	昭和 57 年　3 月	東京大学 医学部卒業
			平成 2 年　4 月	東京大学医学部付属病院 助手
			平成 3 年　1 月	米国ﾏｻﾁｭｰｾｯﾂ工科大学 がん研究センター リサーチフェロー
			平成 9 年　4 月	国立がんセンター研究所 生化学部長
			平成 19 年　4 月	国立がんセンター研究所 副所長
			平成 23 年　4 月	国立がん研究センター 研究所長
			平成 28 年　4 月	国立がん研究センター 理事長
理事	鈴木　建一	令和8年7月1日 (再任)	平成 3 年　3 月	東京大学教育学部卒業
			平成 3 年　4 月	厚生省入省
			平成 27 年 10 月	厚生労働省社会・援護局保護課長
			平成 30 年　7 月	厚生労働省健康局総務課長
			令和 2 年　9 月	日本年金機構審議役(令和 3 年 5 月～理事)
			令和 4 年　7 月	総務省消防庁審議官
			令和 6 年　7 月	国立国際医療研究センター 理事長特任補佐
			令和 7 年　4 月	国立健康危機管理研究機構 理事長特任補佐
			令和 8 年　4 月	日本医療研究開発機構 理事

参考

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)

第 22 条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

1. 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報
2. 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報
3. 当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報

２ 前項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令
第 12 条
２ 法第２２条第１項の政令で定める情報は、次に掲げるものとする。
(1)独立行政法人等の組織に関する次に掲げる情報
ロ当該独立行政法人等の組織の概要
(当該独立行政法人等の役員の数、氏名、役職、任期及び経歴並びに職員の数を含む。)

特殊法人等整理合理化計画(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)

III 各特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項

(2)共通的事項
ニ 各独立行政法人等(独立行政法人等情報公開法の対象法人)の役員について、 当該法人は、 退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。
ホ 特殊法人等(特殊会社を含む。)、 民間法人化された特殊法人・認可法人及び独立行政法人のうち、上記ニに掲げる法人以外の法人については、 当該法人が、 その法人の役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及びその法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものを取りまとめる。

公務員制度改革大綱（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）

II 新たな公務員制度の概要

３適正な再就職ルールの確立

その他

ア　各独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)の対象法人)の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

イ 上記からまでに掲げる法人のうち、上記アに掲げる法人以外の法人については、 当該法人が、その法人の役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及びその法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。